

○防衛省告示第百五十四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十八年七月七日

防衛大臣 中谷 元

区域の名称	制限又は禁止区域	期 間	条 件
静内対空射撃場水域 （北海道日高郡新ひだ か町静内浦和地先）	一区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度 二六分三三秒の基点を中心とする半径四 〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇 度から二七〇度までの射界を形成する扇形 区域内の海面	一区域 平成二十八年七 月十六日から同年 八月三十一日まで の間、毎日午前八 時から午後五時三 十分まで	全ての漁船 の操業の禁 止

二区域

北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面

二区域

平成二十八年九月一日から同月二十五日までの間及び平成二十九年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで